

総務課

行政に関する苦情や要望はありませんか
巡回行政相談を行います

10月18日(月)から24日(日)までは秋の行政相談週間です。これにあわせて、次のとおり巡回行政相談を行います。行政に関する苦情や要望など、お気軽にご相談ください。
日時●10月20日(水) 午後1時30分～3時30分
場所●美郷町公民館

相談委員●千畑地区 鈴木 清文さん
(浪花字大坂 ☎0187-85-2435)
六郷地区 小西 修悦さん
(六郷字米町 ☎0187-86-7070)
仙南地区 月輪 妙子さん
(金沢字米ノ口 ☎0182-37-2702)

問い合わせ●町総務課 まちづくり班 ☎0187-84-1111(内線1210)

企画財政課

10月1日は国勢調査の調査日です

- 10月1日現在で国勢調査を全国一斉に実施しています。
- 国勢調査は日本に住んでいるすべての人および世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。
- 調査票を提出する前に、再度「記入のしかた」をご覧ください。また、調査票は裏面にも記入する項目がありますのでご注意ください。
- ご記入いただいた調査票は、配布された封筒に入れて封をしたうえで調査員に渡していただくか、郵送提出用封筒に入れて10月7日(木)までポストに投函してください。

- 調査結果は、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 国勢調査に関するお問い合わせは、下記「国勢調査コールセンター」または町企画財政課までお電話ください。



国勢調査コールセンター
☎0570-01-2010

設置期間:10月31日まで
受付時間:午前8時～午後9時
(土日祝日も利用できます)

問い合わせ●町企画財政課 情報統計班 ☎0187-84-4901(内線2004・2005)

住民生活課

地デジに便乗した悪質商法に注意してください

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を控え、高齢者を中心に地デジに関連した悪質商法による消費者トラブルが発生しています。9月13日には大仙市のひとり暮らしの女性宅に販売員が訪問し、「このテレビは古すぎてデジタルチューナーは付けられない。アンテナも古くて取り替えないといけない」と言って、地デジ対応のテレビを無理やり買わせようとする事件が発生しています。悪質商法の被害にあわないために、一人で判断せず、周りの人や警察、役場などに相談しましょう。

- 悪質商法の被害にあわないために
- 地上デジタル放送は平成23年7月24日にすべての放送が終了し、地上アナログ放送を「延長できる」工事が行われることはありません。
 - 行政機関や放送局が個人の自宅を訪問し、工事を理由に金銭を要求することは一切ありません。このようなときは、はっきりと断りましょう。
 - 見ず知らずの業者がいきなりお宅を訪問して契約を急がせるような場合には、一人で判断せず、周りの人に相談しましょう。

平成23年7月24日でアナログ放送は終了します
デジサポ秋田による地デジ相談会を開催します

現在ご覧になっているテレビ画面の右上に「アナログ」の文字が表示されている場合は地デジの準備が必要です。準備にあたり、「何をすればよいか分からない」「何が必要か分からない」という方はいらっしゃいませんか。総務省秋田県テレビ受信者支援センター(デジサポ秋田)では次のとおり地デジ相談会を開催します。最寄りの相談会場まで、お気軽にご来場ください。

■時間はどの会場も午前10時から午後4時までです。

地区	期日	会場
仙南地区	10月13日(水)	美郷町公民館 1階
六郷地区	10月14日(木)	美郷町学友館 1階
千畑地区	10月15日(金)	千畑交流センター 1階

※地デジに関するお問い合わせはデジサポ秋田(☎018-803-1100)または下記までお電話ください。

問い合わせ●町企画財政課 情報統計班 ☎0187-84-4901(内線2004・2005)

このような悪質商法が発生しています

アナログ放送の延長工事の勧誘

訪問販売業者が自宅に来て、「総務省から派遣されてきた。地上アナログ放送の受信を10年間延長できる工事を3,000円です」と勧誘されました。



地デジの普及をかたった不当請求

業者が高齢者の母の自宅を訪問し、「地デジ普及のために3,000円が必要。後日集金に来る」と説明されました。その際、業者は総務省のコールセンターの電話番号を掲示していました。



地デジ工事をかたった不当請求

地デジ関係者を名乗る者が自宅を訪問し、「地デジの工事には9万円かかるが、今なら5万円です」と言われ、現金で支払いました。しかし、その後何の連絡もありません。



地デジに関する悪質商法については下記または住民生活課までお問い合わせください。
仙北地域振興局 総務企画部 地域企画課 ☎0187-63-5114

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

税務課

11月1日(月)は町県民税(3期)と国民健康保険税(4期)の納期限(口座振替日)です

■納め忘れがないかご確認ください。

科目等	納期限(口座振替日)	11月1日(月)
町県民税(普通徴収)		3期
国民健康保険税(普通徴収)		4期

■口座振替を希望される方は次の取扱い金融機関でお申し込みください。申し込みの際は通帳と金融機関へ届出している印鑑が必要です。

【取扱金融機関】

- 秋田銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田おぼこ農協
- 北都銀行 ○ゆうちょ銀行 ○秋田ふるさと農協

■税の納付がどうしても困難なときは、お早めにご相談ください。

■口座振替がとても便利です

- 次の税や使用料などは口座振替が利用できます。
- ①町税
 - ②簡易水道使用料
 - ③下水道使用料
 - ④農業集落排水施設使用料
 - ⑤住宅使用料
 - ⑥保育園保育料
 - ⑦児童クラブ利用料
 - ⑧幼稚園授業料
 - ⑨学校給食費
 - ⑩下水道受益者負担金

《口座振替のメリット》

- 料金のお支払いに向く手間がはぶけます。
- 支払いのうっかり忘れがなくなります。
- 支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- 手数料もかかりません。

問い合わせ●町税務課 ☎0187-84-4902